

平成29年第4回

# 伊根町議会定例会会議録

平成29年12月22日（第2号）

伊 根 町 議 会

# 平成29年第4回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成29年12月22日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成29年12月22日 13時59分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成29年12月22日 15時20分			議長	泉 敏夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原 正人	○	7	佐戸 仁志	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山 義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根 朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	住民生活課長	石野 靖	○	
	副町長	小西 俊朗	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
企画観光課長	上山 富夫	○	会計管理者	増井 和彦	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	池野 早紀子	○	
会 議 録 署 名 議 員	1 番	和田 義清		6 番	上辻 亨		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成29年 第4回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第3号)

平成29年12月22日(金)

午後 1時59分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 増加傾向にある行方不明者捜索出動の防止策と対応策について 和田 義清
- 今以上の防犯対策を漂着漁民対策は 佐戸 仁志
- 病児・病後児保育の整備について 山根 朝子
- 核のゴミ最終処分場について 大谷 功
- 高浜原発通報連絡協定について
- 災害に強い町づくりについて 上辻 亨

日程第 3 議員派遣

日程第 4 閉会中の継続審査(調査)申出書

# 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 増加傾向にある行方不明者捜索出動の防止策と対応策について 和田 義清
- 今以上の防犯対策を漂着漁民対策は 佐戸 仁志
- 病児・病後児保育の整備について 山根 朝子
- 核のゴミ最終処分場について 大谷 功
- 高浜原発通報連絡協定について
- 災害に強い町づくりについて 上辻 亨

日程第 3 議員派遣

日程第 4 閉会中の継続審査（調査）申出書

## 会 議 の 経 過

平成29年12月22日(金)  
午後 1時59分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

○議長(泉 敏夫君) それでは、ちょっと2分ほど早いようですけれども、ただいまより第4回定例会を始めたいと思います。本日は皆様ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

1番、和田 義 清 君

8番、上 辻 亨 君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

### ◎ 日程第2 一般質問

○議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。

初めに、増加傾向にある行方不明者捜索出動の防止策と対応策についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番(和田義清君) それでは、一般質問通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。増加傾向にある行方不明者の防止策と対応策について一般質問をさせていただきます。

警視庁によりますと、認知症やその疑いがある行方不明者の届け出は2015年で1万2,208人とあり、2012年の9,607人に比べて1.3倍近くに増えているとされております。認知症の高齢者は今後さらに増える予測され、2012年には約460万人でありましたが、2025年には国内約700万人になる見通しとされております。これは65歳以上の人の約5人に1人に当たることから、医療や介護の充実はもちろんでございますが、日々の暮らしを見守る仕組みづくりは急務となります。

各自治体では、本人や家族の負担を少しでも減らそうとITを活用する動きが広がってきております。居場所を捜すのをきめ細かく支援し、住民にボランティアになってもらい、スマートフォンを使用して居場所を捜すアンテナに活用する取り組みも行われております。現在も高齢者や家族を支えるサービスは複数あり、最近では自治体がGPS端末の貸し出しや費用補助するケースは少なくありません。また、屋外に出たことなどを知らせる徘徊感知装置は介護保険で使うことができるとされております。身元の確認に役立つグッズも多様であり、最近増えているのはQRコードを印刷したシールもあり、スマホのアプリなどでそれを読み込めば自治体の連絡先などが表示されるというものもございます。埼玉県入間市では、身につけるのを忘れないために足の爪などに張るタイプのシールも提供しております。

我が町も含め、多くの自治体には地域の見守りネットワークがあります。あらかじめ特徴などを登録しておくと、いざというときの助けになります。認知症だと近所に知られたくないなどと、こういったサービスの利用をためらう人も少なくない現状ではありますが、認知症は決して特別なことではありません。家族だけで抱え込まないこと、SOSを出しやすい地域にしていけることが重要であります。

また、認知症などによる行方不明者の捜索に警察犬が出動するケースは全国的に増加傾向にあります。栃木県を例にすると、2016年に捜索などに出たのは18件で、3年連続の増加となっております。

おります。4月には、依頼者が負担していた報償金を全額県費で支払う制度変更もありました。国費負担の犯罪捜査と違い、行方不明者の捜索はこれまでは依頼者が警察犬指導士と所有者の報償金を負担する制度でありましたが、4月から県費で負担されるよう変更されたこともあり、1カ月で異例の4件の出動があったとされております。犯罪捜査の場で活躍するイメージの強い警察犬であります。社会の高齢化に伴い、その鋭い嗅覚への期待は一層高まっていると感じられます。今後、さらに出動の機会は増えると推察されます。

同課は、全国的にもそうした流れにあり、高齢化が進む中で行方不明者の捜索に対して県民のニーズはあると思うと、このようにコメントをされております。これは、実際に依頼者の費用負担がなくなったことで各警察署が警察犬を頼みやすい状況になったことが要因と見られております。警察犬を使える状況は移動手段や気象条件によって限られているとはいえ、活用できる一つの手段として信頼していると同課はコメントしております。

16年に栃木県警が届け出を受理した認知症や同症の疑いのある行方不明者は154人でありました。当町においても、去る11月、12月において高齢者の方の捜索出動がございました。この事案が発生する前には隣市の地区においても同様の事案が発生し、当町にも発見協力要請の防災無線が流れたことは記憶に新しいところだと思います。この事案は、残念ながら対象者は発見されましたが、お亡くなりになられておりました。この事案発生に対し、多くの方が他人事ではないと感じ、同様の事案が身近に発生する可能性が高いと考えていたと予測されます。幸いにも当町で発生した2件の事案につきましてはともに無事に発見され保護され、大事に至らなかったことは幸いであり、協力していただいた関係者の皆様のおかげでもあります。感謝の意を表するとともに、地域のコミュニティーの大切さを改めて再認識させられる事案でございました。

現在、認知症による徘徊で行方不明になると、時間の経過とともに生命を脅かす危険性が高まるため、早期発見、保護が必要とし、認知症高齢者徘徊SOSネットワーク（通称SOSネットワーク）が平成26年度に管内全ての市町に構築されております。このSOSネットワークを活用するに当たり、事前登録を周知するためにリーフレットを作成し、管内の各市町、警察署に配布されております。また、SOSネットワークの検証と実際の徘徊発生時に円滑に情報伝達できる体制の充実を図ることを目的に、平成28年3月8日には管内警察と各地域包括支援センターと連携し、広域的な情報伝達訓練が行われております。

当町としても、6月議会の上辻議員での一般質問に対しましての町長答弁では、認知症の方や家族への支援は重要と考えており、今まで実施していた施策の充実や新たな支援への対応を行いながら、いわゆる認知症サポーターの募集要請も含めて認知症の人が住みなれた伊根町のよりよい環境で自分らしく暮らし続けられる環境を整えていく。いわゆる認知症患者に対しては家族、関係者、地域の皆さんの理解が第一と考えており、認知症の症状の具体例、支援方法の周知と理解をそれぞれの地域で説明していき、どうあるべきかを共有していく。人口の約3分の1が認知症サポーターで全国6位の綾部市の例も紹介し、伊根町ではまだそういう政策をとってはいないが、これは大事なことだと考えている。主な症状や支援方法を理解して認知症の人や家族をみんなで助けるという、1時間半ぐらいの講習で認定を受けられるので、またそういったものも進めていきたいと、多くの方々の協力をよろしくお願ひしたいと前向きな対処姿勢を示されました。

そこで、以下の質問に対して町長のお考えを問います。

- ①公開できる範囲内の現況のSOSネットワークの事前登録状況について。
- ②SOSネットワークのさらなる周知と事前登録奨励の今後の取り組み方について。
- ③現在、警察犬を要請した捜索活動を実施した場合の対象者及び関係者の負担の有無。
- ④IT機器や民間委託を含めた今後のさらなる防止策、対応策の可能性について。

以上4点について町長より答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員の増加傾向にある行方不明者の捜索出動の防止策と対応策についてのご質問にお答えをしたいと思います。

行方不明者の捜索活動については、本町でも11月、12月に相次いで発生し、警察や消防、それぞれの地域の皆さんが捜索に出動されたことは記憶に新しいところでございます。2名の高齢者

が何より無事に発見、保護されたことに安堵しているところでございます。今後もこうした徘徊による行方不明者が発生する可能性は少なからずあり得ることから、関係機関や協力機関とのネットワークを広げ、連携を深め、徘徊者の見守りと行方不明者発生時の早期発見に向けた対策を充実してまいりたく考えております。

そこで、まず1点目、現況のSOSネットワークの事前登録状況についてでございます。現在は2名の方が登録をされております。

次に、2つ目のSOSネットワークのさらなる周知と事前登録の奨励の今後の取り組み方についてでございます。SOSネットワークは平成27年1月に結成され、同年2月号の広報で内容を町民の皆様にご紹介申し上げました。それ以降毎年、区長会や民生児童委員協議会におきまして、事業の内容や見守りの協力依頼とあわせ事前登録の紹介を行っております。今後もこれまで同様に広報を行うとともに、構成団体等の拡大に努め、地域の見守りの輪を広げたく考えております。事前登録につきましては、ケアマネジャー等を通じた個別勧奨を重点的に実施してまいりたく思っております。いわゆる登録してくださいね、そのような症状にある方が興味を持たれている方でありましょうし、そういったことはケアマネジャー等がよくご存じでありますので、個別勧奨で広くというわけではないんですけれども、広くは今までどおり広報でやりますが、個別勧奨をケアマネジャーを通じて重点的に行いたいと考えております。

次に、3つ目の捜索に警察犬を要請した場合の費用負担でございますが、警察犬には直轄犬と民間委託の嘱託犬がございます。京都府警の警察犬は、これについては費用はかかりません。しかしながら嘱託犬は費用が発生します。しかしながら、その費用につきましても京都府が持ちますので、どちらにしても捜索にかかわる費用負担は対象者、関係者ともにございません。

また、捜索に警察犬を投入するかどうかは、警察のほうで行方不明になった状況により判断しております。家族や関係者の要請で出動するものではございませんので、その辺はご理解のほどお願いしたいと思います。ちなみに、11月、12月、耳鼻地区、本庄地区の捜索にも警察犬は出動しております。本庄地区では大変な成果を上げたわけでありまして。議員おっしゃいましたように、少し前の養老地区では、この事案につきましては車での移動の可能性が高いため、警察犬は出動していません。これは京都府警指揮官の判断でございます。先ほども申し上げましたように警察の判断でございます。京都府では、基本的に事件があればその都度警察犬は無償で出動しております。

4つ目のIT機器や民間委託を含めた防止策、対応策でございますが、場所を特定するGPSを利用したものやGPSを利用せずに特殊なタグにより位置を特定するもの、また靴に埋め込むタイプやリストタイプなど多く開発され、民間でも多く事業展開されております。しかしながら、使用する電波の種類で対応できるエリアが限定されたり、電池の寿命、確実に携帯させるための手法等々課題もございますので、先進事例を研究しながら、本町の効率的で効果的な取り組みを検討していきたく考えております。QRコードを爪に張りつけたりするというようなそういう手法はなかなか伊根町では馴染まないのではないかなど、そのように思っております。

伊根町の見守りでございますが、既に郵便局であったり京都生協、そしてとくし丸とは見守り協定を結んでおりますし、町内企業とは町内の企業全23企業、そして関係団体では全10団体よりネットワークを構成いただき、異変の早期発見に努めておるところでございます。このネットワークの充実拡大をと先ほども申し上げましたが、町内ほとんどの団体、企業にネットワークには参加いただいております。

議員各位におかれましても、徘徊が心配な高齢者がおられるようでしたらご家族や親族等にSOSネットワークに事前登録されることをお勧めしていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 答弁ありがとうございます。まさに町長がおっしゃいますように、特に当町のように高齢化率の高い、まさに独居老人、高齢者世帯が多い世帯では、このような案件は今後増加傾向にあると見てよろしいかと思っております。まさに京都府とも連携しましてこのような対応策等はやっていくべきだと思いますけれども、現状、先ほど町長もおっしゃいましたように、現当町

でまず強化していくべきことは、見守りネットワークの構成団体のより充実とSOSネットワークの事前登録の奨励かと思います。ぜひとも、今後ともそちらを奨励いただきまして、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりに邁進していただきたく思いまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、今以上の防犯対策を及び漂着漁民対策はを通告議題として、佐戸仁志君の発言を許します。7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

伊根町には今年も多く観光客、釣り客が訪れています。観光客は年々増え、町長が就任以来目指されている観光振興、観光客の増員、それに伴う民宿等宿泊施設を増やす施策、食事をする施設を増やす施策、その施設に食材を提供する町内の農業者、漁業者の育成の施策など、順調に進んでいると思われまます。

伊根町において観光客はどう楽しまれているのかと考えますと、道の駅舟屋の里から伊根の舟屋群が一望できる絶景ポイントがありますが、食事処も少なく土産店もなく、ショッピングを楽しむというような一般的な観光地のようなことはありません。伊根町での観光は、曲がりくねった町並みを歩いたりレンタル自転車で散策していただく、観光船シータクシーに乗船し海から海面上に浮かぶ舟屋群を見ていただき生活、歴史を感じてもらい、これが核であると思っております。

しかし、訪れる観光客、釣り客のマナーは悪く、苦情を言われる方が観光客増とともに増えております。例えば、舟屋、蔵の間の敷地内を通り浜まで出られるなどということはしょっちゅうあり、勝手に舟屋に入り写真を撮りトイレまで使用する者、無人の舟屋に入り物色する者、夜中に頭にライトをつけ釣り客姿で物色する者、実際、高価な釣り道具が紛失した方もおられます。

先日テレビのニュースで見ましたが、観光客の数が違い参考にはならないかも知れませんが、京都市内では住宅街の民泊で観光客が大騒ぎし近隣住民ともめたり、民泊を利用し近所で窃盗を繰り返す観光客など、余りにも多い観光客に対し反対運動が起きているということでした。伊根町でも、全員総意で観光施策を歓迎しているということではなく、多くの人は将来の伊根町のためにと理解し、我慢し、応援していると思われまます。観光に対して理解できず、なぜ多額の町費で食事処、駐車場、公衆トイレを整備するのか苦情を言われる方もおられます。

また、昨年12月議会一般質問でも言いましたが、道路幅が狭く袋小路である亀島地区に進入する観光客、釣り客の車も増えております。道路に車を止め釣りをする者もおります。レンタカーで来町する海外からの方もおり、進入規制の看板が日本語で書いてあり、どれだけ理解できているのだろうか不安に思っています。

伊根町においてももし仮に観光客、釣り客による大きな事件、事故が起きたとき、京都市内のように観光に対しての反対が起こるのではないかと心配しております。事件、事故が起これば警察に任せするのは当然ですが、何も無い今、何も起きないように防犯対策をする必要があるのではと思っております。

昨年から今年にかけて、町入り口の道路、伊根地区内の有料駐車場などに防犯カメラが取り付けられました。防犯カメラは、犯罪者、犯罪を写し犯人検挙に役立つとともに、見られているということで防犯に役立つものであります。財政的なこともありますが、随時町なかにも増設していったらどうかと思っております。

夜道を照らす街灯は皆さんご存じのとおり防犯灯と呼ばれ、明るくしていれば犯罪は減るとされています。伊根地区内は現在も多く防犯灯がつけられ、明るくしていただいておりますが、薄暗い箇所も多数あります。LED照明は寿命も長く電気代も安価であり、設置場所の増設を望みます。

最後に、先日の伊根地区区長協議会陳情の中で町長が答弁されましたが、地元との協議が必要ですが、黒地付近に駐車場、公衆トイレの整備を行い、立石地区より先に観光客、釣り客の車を進入させないようにしたいという施策を実現していただきたい。事件、事故が起きる前に対策を講じることが必要だと思うが、お考えをお聞かせ願いたいと思っております。

もう一点、本格的な冬を迎え大荒れとなる日本海沿岸の北海道、東北、北陸地方に北朝鮮のものとされる木造船、遺体などが数多く漂着しています。日本海の大和堆の好漁場での違法操業中沈

没したものであると聞いています。大和堆の位置から若狭湾方向への漂着は少ないものと思われませんが、近くでは福井県への漂着も1件あり、またエンジン、舵の故障を理由に生存したまま漂着する漁民もおります。専門家の中には、漁民を装った軍人、工作人員ではないかと言っておられる方もいます。

また、北海道の無人島で全てのものを持ち去り逮捕された事件もあり、漂着物の遺体の検査、捜索する映像の中には伝染病、細菌等の感染を防ぐために防護服を着用して捜査する姿を見て、もし伝染病等があるとすれば恐ろしいことでもあります。同じ日本海沿岸で、風の吹き方によっては伊根町に漂着することも考えられます。昨年伊根地内で起きた不審者騒動の結末は聞いておりませんが、発見するのは伊根町民であろうと思われまゝです。発見後の対応は京都府警、海上保安庁にお任せするのは当然のことではありますが、高齢化の進む伊根町において北海道の事件のようなことが起これば大変であります。伊根町として初期対応に備え、発見しても漂着物に触らない、発見時早期に各所に連絡することなど町民に広く告示する必要があると思うが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、1点目の質問、今以上の防犯対策についてでございます。

防犯対策についてございまして、ちょっと議員と私とでは観光の現状についての多少の小競り合いはあるんでございますけれども、認識を多少異にしているかと思っております。トイレも、今しっかりとまではいきませんが整備をさせていただき、駐車場も整備させていただき、防犯カメラも設置しということは今やっておる最中ということであろうかなと思う点でございます。

説明を申し上げます。

防犯カメラの設置につきましては、「犯罪ゼロのまち伊根町」を目指し平成28年度に町内7カ所に設置をしたところでございます。また今年、平成29年度一般会計第4回補正では、9月補正におきましても町内2カ所にカメラの増設を予算計上し、現在発注しておりますので、まずはこれらの設置効果を見極めていただきたく、そのように考えております。

また、防犯灯の増設につきましては区長要望により実施しているところでございますので、今以上に地元からの要望があれば対応していきたいと考えます。

最後に、車の進入規制でございますが、これを実施することが直接防犯対策になるかどうかは疑問に思います。また、駐車場等の整備につきましては用地の問題もでございます。立石地区入り口付近には町有の土地はございませんので、この場で具体的にお答えすることは困難でございます。区長協議会等の懇談会の席には当の立石の区長さんがおられましたので、こういう腹案を持っておりますということは直接お伝えはできますけれども、そういった関係者がおられない場所でその土地を使ってどうするこうするなんていうことを言いますと、何を言うてるんだおまえはということになりかねませんので、ちょっとそこら辺は差し控えたいと思います。

防犯対策は町内全体で進めております。それぞれの地区で犯罪、それに類する喫緊の課題がございましたら対応していきたいと考えますが、現状として、起こるかどうかわからないことに対して今以上の防犯対策をと言われましても、どこまでやればよいのかという議論になりますので、現状の効果を見極めながら進めていきたいと考えております。

ちなみに、町内での犯罪件数でございますが、10年前の平成20年、15件でございました。21年、17件でございました。小さな伊根町においてこの数は結構なものでございます。ちょっと飛ばしますが、23年には8件、24年には4件、25年には8件、26年2件、27年7件、昨年28年度で5件、そして本年が4件でございます。本年の4件のうちの2件はいわゆるオレオレ詐欺、特殊詐欺であります。1件は釣り客同士のけんかであります。1件は放置されておりましたボートを持って帰ろうとする、そういった盗難ということであります。観光関連のものは何もないわけでございます。犯罪件数は、この10年間で確実に半減どころかそれ以下でございます。「犯罪ゼロのまち伊根町」は夢ではなく、我がまちな目標でございます。

続きまして、2つ目のご質問、漂着漁民対策についての質問にお答えをしたいと思います。

ご指摘のとおり、不審な漂着物を発見した場合は安易に触らず通報する必要があります。その

ような事案が発生した場合は原則、警察署や海上保安庁が対応することになりますが、町といたしましても、警察等から情報提供があれば防災無線などにより町民の方への周知をしております。逆に、不審船や不審な漂着物を見つけた場合の通報もお願いをしておるところでございます。

とりわけ陸よりも海上でございます。航行している商船や地元漁業者からの目撃情報は大変有効でございます。私もかつて底引きの乗組員でございましたので、ちょうど今時分、漁場に出ておまして、西高東低の冬型の気圧配置ということで、じゃ帰ろうかということで帰ります。そうしますと途中でおるんです、大きな大きな黒い船。刀のように反った、遠目から見ますと船名も何も書いてなくて真っ黒でありまして、漂着しました北朝鮮の船よりはずっとずっと大きいものであります。四、五十tあるんでしょうか、そういった船がおります。我々が帰って天候がよくなって、また出ていきますとまだおるんです。10m、20m、波高は5m、6mの中、ずっとおったんです。どうやっておったのか。これ、大島、小島という島がありますね、冠島。その島陰に入っていくんです。ずっと風をよけながらここを回って、そこにおるんです。難を逃れている。そういったものを我々見つけたときには、無線機を通じてそういう報告をしておったわけでありまして。そういった地元漁民からの目撃情報は大変有効ではないかなと思っております。

また、町内各漁協には漁業監視委員がおります。合計9名の皆さんが漁協に登録をされております。これにつきましては、密漁のみならずこのような事案についてもお力添えをいただいております。今後もこういった関係機関、関係団体との連携を強化してまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） ありがとうございます。私がなぜ何も起きていない現在に防犯について述べているかと申しますと、2つのことがありまして、1点は今年8月26日に行われた伊根花火がきっかけでした。薄暮の中、伊根町役場付近から多くの方が七面山下会場に向かって歩かれておりました。家族連れ、若者のグループなどあれだけの人が私の家の前を歩くということは五十数年見たことなく、自転車、バイクなどがなくなってしまうのではないかというような胸騒ぎがいたしました。当然、帰りは真っ暗な中、お酒が入った方もおり、家の中にも話し声、騒ぎなどが長い時間聞こえておりました。私の家も当然そうなんです、舟屋のほうなどに鍵はなく、何か夜遅くまで人の声が暗い中であるというのは物すごく気持ち悪く感じました。

もう一点ですが、最近伊根地区内の会合なんかに出ますと、少人数ですが、最後には必ずマナーの悪い観光客、釣り客の話になります。マナーの悪さを皆さんいろいろと出し合い、なるほどなるほどと聞きますと、会合の最後には観光に反対だという話になります。せっかく伊根町、この10年ぐらいの間一生懸命観光を頑張っていると思いますので、何かあったらということ常々思ってしまうということでございます。町民の不安を解消するような施策をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 観光振興が、当町の目指すところが大変功を奏して多くの皆さんに来ていただいております、大変ありがたいことであります。

いろんな話があるんです。舟屋の住民からは、干した下着を見られる、プライバシーがないと言うんですね、私に。洗濯物を外に干すのは、あちこち干しておりますよと。下着は内側、外側に見えるほうにはズボンやシーツを干すのです。朝起きて舟屋で小便できへん。小便はしてはいけません、そう申し上げております。たくさんお客さんが来られますので、いろんなあつれきが生まれるのは確かでございます。これからは観光客と皆さんとのそういうあつれき起きないような、外国人の皆さんにも観光マナーについて、我々もいろんな商工会、観光協会等々を通じて啓蒙を図ってまいりたく思います。町民の皆さん、漁業者も農業者もみんなが一緒になって豊かになれる観光振興を目指して頑張りたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、病児・病後児保育の整備についてを通告議題とし、山根朝子君の発言を許します。5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

女性の社会進出や家族構成の変化に伴い、子育ての支援を社会システムとしても構築していく必要性が生まれてきています。そのために、子供を取り巻く環境の整備や、保育や教育の充実を図ることが重要になっています。子供たちが健やかに育つための施策を講じることは行政の重要な役割であることは、言うまでもありません。

親の子育て力や地域力が低下している中で、国は平成15年に次世代育成支援対策推進法を制定し、平成24年には子ども・子育て関連3法を制定しています。そして、市町村でも市町村子ども・子育て支援事業計画が策定されました。伊根町では伊根町子ども・子育て支援計画事業、平成27年度から平成31年度で取り組みの具体化が始まっています。

伊根町の子ども・子育て支援事業計画の基本目標の一つには、仕事と家庭の両立の推進が掲げられています。これは、男女共同参画の視点に立って、仕事と子育てとが両立できるよう子育て支援の推進や保育サービス等の充実を図るものであり、子育て家庭において子育てを負担に感じるのではなく、子供の成長を喜び家族で協力し合って楽しく進めていくことができる体制をつくると明記されています。しかし、病児・病後児保育に関しては具体的な施策はなく、確保方策の考え方として、近隣市町に専用施設が開設された場合には保護者の便宜に応じて委託することを検討するとしが書かれていません。

伊根町の子育て力、地域力はどうでしょうか。町が平成26年2月から3月に実施した子育てに関するアンケート調査の結果を見てみると、伊根町の一般世帯936世帯のうち6歳未満の子供のいる世帯は43世帯、そのうち夫婦と子供から成る世帯は19世帯です。母親と子供から成る世帯は2世帯で、いわゆる核家族というのは22世帯ということです。

さらに、結婚している女性の就業率は、全国平均や京都府水準に比べると伊根町では高くなっています。核家族で共働きが多い中での子育ての大変さは容易に想像できます。子供の急な病気の場合などの対応はどうなっているのか、気になるところです。

また、アンケートでは直接的に病児・病後児保育に関する設問はなかったように思いますが、子育てに関して日ごろ悩んでいることという設問に対する回答では、教育費、しつけ、子供への対応に次いで病気や発育発達という回答が上位に位置しています。子育てで親が最も困難を感じるのは子供が病気のとときであり、社会で親を支えていく必要があります。病児・病後児保育は、病気の子供の育児支援としてのセーフティーネットの役割として重要です。しかし病児・病後児保育は、単に病気のとときの保護者への支援ということにとどまらず、子供は健康なときはもとより、病気のとときであっても、あるいは病気のとときはより一層、身体的にも精神的にも子供にとって最も重要な発達のニーズを満たされるべくケアされなければならない、子供の権利の一つであるとも捉えることができます。

子供が病気になったときの不安を抱える保護者に寄り添い支えていくためにも、また子供の発達のニーズに応えるためにも、親と子供の双方にとってのセーフティーネットである病児・病後児保育の整備を早急にしていく必要があるのではないのでしょうか。

京都府北部でも舞鶴市や福知山市、京丹后市などは病児・病後児保育の事業が開始されていますが、その形態はさまざまです。公立病院に併設しているものもあれば一般の病院に併設しているものもあります。市役所の横に保育室を設けているものもあるようです。宮津市、与謝野町、伊根町の1市2町は北部医療センターでの病児・病後児保育の実施について協議を行っているとのことですが、協議の進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、協議やその調整を行う上で、伊根町としての具体的な案を持たれているのでしょうか。例えば受け入れ年齢や保育料、伊根町の子供の受け入れ枠など検討されているのか、お聞かせください。

保護者の方にも少し伺ってみました。子供が病気のとときは主には母親が仕事を休むことになることが多いようです。ひとり親世帯の方は、病児保育があれば助かると思ったことは多かったと言われました。近所におばあちゃんなどがいる場合は助けてもらうことができるので、それほど仕事に影響はなかったというお母さんもおられました。病気の子供の世話をとおばあちゃんに頼むのは精神的には負担が大きかったとも言われていました。また、頼まれるおばあさんの立場からすると、病気のとときは気を使うので気軽に頼まれるのも困るのではないかと思います。

平成21年に全国病児保育協会が病児保育事業の現状と課題と題して報告を行っています。その中で、自宅から施設までの所要時間はどれくらいなら利用できるかという項目がありました。20分程度で送り迎えができる場所にあるというのが一番多かったです。無理して30分が限界ということのようです。北部医療センターでの開設となれば、宮津方面に仕事がある親は利用しやすいかと思いますが、町内に勤務する親であれば利用しづらいのかなというふうにも思われます。

大山崎町では本年4月から町内で病児・病後児保育を開始しています。専門の保育士や看護師などの確保や専門の保育室などの規定はあると思いますが、伊根町内での病児・病後児保育の実施は困難なのでしょうか。その点についても検討されているのか、お聞かせください。

以上について町長の答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんの病児・病後児保育の整備についてお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、平成27年3月に策定いたしました伊根町子ども・子育て支援事業計画の4にあります地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制で、病児・病後児保育事業について量の見込みはあるものとの結果となっておりますので、近隣市町に専用施設が開設された場合は保護者の便宜に応じて委託してまいりたく考えております。

そこで、まずは1点目、病児・病後児保育として、子供が病気になったときの不安を抱える保護者に対して寄り添い支えていく施策を早急に整備していくことが必要ではないかについてでございますが、整備については必要であろうかなと思っております。

2つ目の1市2町で病児・病後児保育の開設に向けた進捗状況についてでございますが、必要と考え、その施策を1市2町で進めておるところでございますが、場所については京都府立医科大学附属北部医療センターで開設できないか、平成27年度から協議を進めているところであり、引き続き合意形成等進捗を早めたいと考えております。

3つ目の具体的な受け入れ年齢や保育料、受け入れ枠等につきましては、専用施設側の受け入れ規模もありますので、1市2町での今後の協議の中で調整したいと考えております。当町の意見がどうこうというよりは、やはり1市2町というくくりの中でそのニーズに合ったものをどう持っていくか、そこを協議中でございます。

最後に、町内で実施することは困難なのかにつきましては、やはり看護師等の人材確保と専用の保育室の整備などの基準をクリアしなければなりません。大山崎町さんでは今年やられておるといことで、山本町長さんのところでは、当町の2,100という規模とちょっと違うんです。結局、議員おっしゃったように舞鶴市さんでも福知山市さんでも京丹後市さんでも8万、7万、6万ですか、そういうところでは規模的に可能だと思えますけれども、当町2,100人程度で専用の場所ということになりますと、やはり今申し上げましたような財源とランニングコストの問題があります。確かに町内で実施できれば、保護者、子供さんらでも病気であっても身近な施設に預けて仕事に行けるわけでございますからそれにこしたことはないと思いますが、いかんせん今申し上げましたように当町では利用頻度、また費用対効果から考えましてコストパフォーマンスは大変低いものだろうと、単独での事業実施は困難と考えるところでございます。

そうでございますが、いずれにしましても子育て支援の充実は当町の重点施策でもありますので、子ども・子育て支援事業計画に基づき何とか着実に歩を進めてまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

次に、核のゴミ最終処分場について及び高浜原発通報連絡協定についてを通告議題として、大谷功君の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして核のゴミ最終処分場について質問をいたします。

原発の使用済み燃料から出ます高レベル放射性廃棄物の最終処分場について、政府は今年の7月に、国土の約65%が好ましいとする科学的有望地を示す科学的特性マップを公表されました。日本の基礎自治体の1,750のうち約900自治体が安全に処分できる可能性が高い地域に当たっ

ておりまして、日本の陸地の約3割を占めていると言われております。今後、このマップを活用した説明会を全国各地で行い、処分場立地に向けた調査を複数の自治体に申し入れたいとしています。

高レベル放射性廃棄物は非常に放射能が強く、原料のウラン鉱石と同程度に下がるまでに数万年もかかります。地下300mより深くに埋設する地層処分を予定しておりますが、処分場には万年単位で人間の生活環境から隔離できるような長期の安定性が求められております。このマップが火山、活断層の近くや石油、石炭など鉱物資源がある地域を地下深部の長期安定性や将来の掘削可能性という観点から好ましくないとしているのも、そのためであります。

しかし、日本列島は4つのプレートがぶつかり合う地殻変動の大変活発なところであります。欧米でも地層処分が想定されておりますが、大陸と日本とでは地層の安定性が大きく異なります。見えている火山や活断層さえ避ければよいというのでは余りにも安易で無責任であります。

日本学術会議は地層処分について、万年単位に及ぶ超長期にわたって安定した地層を確認することに対して現在の科学的知識と技術的能力では限界があり、このことを明確に自覚する必要があると警告していますが、一方の政府は、原発の是非にかかわらず、今も使用済み核燃料が存在することを現世代の責任を強調します。

私は、原発を今後どうするのかの合意が核のごみ処分に向けた国民的な議論の前提です。まずは原発の稼働を取りやめ、これ以上危険な負の遺産を増やさないと現世代が果たすべき責任だと思っておりますが、いかがでしょうか。こういう中で、国民の多くが再稼働に反対する中、核のごみをさらに増やす原発再稼働を強引に進める政府のもとでは、処分場受け入れの合意を得ることは極めて困難と見られております。このため、地図公表に続いて上からの押し付けを強めることが容易に想定できます。さらに、最終処分場の合意が原発の永続的利用につながるのではないかと懸念もございまして。

参考ですが、核のごみの最終処分場の公募を始めたのは2002年、自治体が名乗りを上げれば調査段階から自治体に多額の交付金が入る方式でありました。しかし、これまでに正式に応募したのは2007年1月の高知県東洋町のみであります。しかし同町では、議会や住民の反対を無視した町長の横暴に批判が強まり、町長の辞任、町長選を経て、町は約3カ月後応募を取り下げた事例がありました。

さて、このマップに基づく適した地域として伊根町も該当しております。伊根町にもこの申し入れの話は来ているのでしょうか。私は今述べた理由により明確に拒否の姿勢を示すべきだと思いますが、町長の認識をお聞かせください。

次に、関西電力高浜原発がある福井県高浜町の隣隣接とされる福知山、宮津、南丹3市と京丹波町が10月31日、関電と同原発に関する通報連絡協定を結びました。4市町とともに同原発から半径30キロの緊急防護措置区域に入る伊根町とは、隣隣隣接の位置に当たる自治体として未締結であります。新聞によりますと、調印式に出席した関電原子力事業本部の大塚副事業本部長は、伊根町は隣隣隣接の位置づけ、府も交えた地域協議会の枠組みを生かしたいと話し、今後の締結にも否定的な考えを示されております。

協定には、原発の状況について平常時の定期連絡と異常時は直ちに連絡することなどが明記されております。放射性物質の漏えいや発電所敷地内の火災といった異常時の連絡をはじめ、新規基準に対応する工事の進展状況など平時の運営状況も、関電がこれまでは府を通ずる体制だったものが各市町へ直接伝えられることとなります。隣隣接レベルでは、関電が大飯原発で市長と結んでいます協定と同じ内容であります。これについて福知山市の伊東副市長は、位置関係で協定内容が異なっており十分満足できるものではないと指摘しております。京丹波町の畠中副町長は、UPZの住民も立地地域の住民と同じ感情を持っていると、関電に不断の安全対策を求めたということでございます。

残るは隣隣隣接に当たる伊根町であります。隣隣隣接といっても海を挟んだ隣が伊根町であります。地域協議会の確認書の変更で関電から伊根町に直接連絡する体制を確保する案を関電が了解したということであっても、速やかな情報伝達のためには直ちにUPZ全体として統一的な協定を締結するよう関西電力に強力に求めるべきではないかと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、核のごみ最終処分についてお答えをいたします。

ご質問の科学的特性マップは、平成27年5月に高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針が見直され、廃棄物を発生させてきた現代の責任として将来世代に負担を先送りしないことを目的として、従来のいわゆる手上げ方式だった処分場立地の選定を国が科学的有望地を示した上で関係地方自治体に申し入れを行う方式に変更されたことによって、平成29年7月28日に公表されたものでございます。

その内容は、日本全体を最終処分地として想定した場合に、好ましくない特性があると推定される地域と好ましい特性が確認できる地域、さらに輸送面でも好ましい地域とそうでない地域とに分類したものでございます。この中で、伊根町は好ましい特性があると推定される地域に分類されます。かつ沿岸から20キロ程度以内の町という条件で、海岸線でありますよね。輸送面でも好ましい地域に分類をされております。

ご質問の現段階で国等から当町に対して何らかの話が来ているのかということでございますが、科学的特性マップの公表前にも公表後にもそのような話は一切ございません。また、あったとしても、伊根町は美しい景観、そして農林水産業、そのうまし産物と相まった観光振興によるまちの活性化を目指しております。そういう方針を持った伊根町でございます。お話があってもこれは無理なご相談であろうかなと、そのように思っております。

したがって、当町といたしましては、今後の国の有望地選定における動向や国のエネルギー施策の情勢や方向性を注視し、必要に応じて適宜情報提供を行うとともに、議員各位をはじめ町民の皆様からもご意見も伺いながら、近隣市町とも連携調整を図り、しかるべき対応を行っていくべきと考えております。

そうでありますから、議員はうちはお断りだぜという攻めな姿勢を示せと言われるわけでございますけれども、何も、多分どこにもそんなお声かけはないんじゃないですか、今の時点で。何もない時点で殊さら伊根町が拒否の姿勢を鮮明にしても誰も取り合わんのじゃないですか。ああそうですかというようなものじゃないかと、そのように考えておるところでございます。そのようなもし要請なりお話が来れば鮮明に拒否いたします。

次に、高浜原発通報連絡協定についてでございます。

平成29年9月に、高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定を隣接市町であります福知山市、宮津市、南丹市及び京丹波町が関西電力と協定書を締結されました。しかしながら、同じUPZ圏内にあります伊根町は陸路では隣隣に当たるため、協定書を締結することができませんでした。これは、立地県であります福井県で協定を結ぶ対象を隣接自治体までと決めてきた長い歴史があることを理由に締結の対象から外れたわけでございます。しかしながら、そうしますと当町のように京都府のUPZ圏内の市町でその対応に差が生じたことになるわけであります。

そうでありますから、京都府と7市町で構成する地域協議会で、高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書を10月に関西電力と締結し、平常時及び異常時における京都府経由ではなく直接の伊根町への連絡体制を確立しております。

今、平常時及び異常時と申し上げましたけれども、平常時って何じゃらほいという話です。今の基本的にどうこう何もない時点でありまして、構内で作業されておる方がどこかでこけて足を怪我したとか、そんな連絡も常に入ってきております。そういう意味合いで平常時でもということをお願いしておるわけですが、当然異常時であれば、今の平常時の話もですけれども、京都府経由ではないです。直接伊根町に入ってくるわけでありまして、形は異なるわけですが、UPZ圏内の他の市町と同等の議員おっしゃる速やかな情報伝達経路を確立しております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、災害に強い町づくりについてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 今年最後の一般質問となりました。よろしく願いいたします。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

今年の8月7日台風5号、9月17日台風18号、10月27日には台風21号が直撃し、当町をはじめ府北部地域を中心に甚大な浸水被害をもたらしました。台風18号では1時間に90ミリを超えるような雨が降り、筒川河川の氾濫により床上浸水13件、床下浸水32件の被害、農地では筒川河川沿いの田畑の決壊や土砂が入り、あちらこちらで土砂災害が発生しました。

最近の異常とも言える豪雨により、いついかなるところで大規模な土砂災害や浸水被害が発生してもおかしくない状況であり、府域の防災・減災対策は喫緊の課題となっております。昨年11月には京都府国土強靱化地域計画を策定し、大規模自然災害から速やかに復旧・復興ができる安心・安全で強い京都府づくりを進められておりますが、今後、当町の河川や砂防などの治水対策、土砂災害対策についてどのように取り組まれるのでしょうか。

また、台風18号では筒川の河川が氾濫し、筒川河川沿いの田畑には土砂が入り、今後耕作ができないような田畑もあります。土砂が入った所有者は、かなりの経費がかかるため復旧しない箇所もあると聞きます。人口減少により耕作者も高齢化しておりますが、耕地整理もされたような田畑が荒廃するとますます耕作放棄地が増えてくるように考えます。当町の未来の農業者のためにも何かよい対策はないのでしょうか。

また、台風21号では国道178号の蒲入の遮断機、宮津市長江の遮断機がおりて町内外からの出入りができなくなりました。迂回路はありますが、急な山道のため大型車等も通行することもあり、離合困難な場所もあります。遮断機の昇降については、既に外出されている場合もあると考え事前に防災メール等で知らせる必要があると考えますが、以上の質問について町長の答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、本年トリの上辻議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の河川や砂防などの治水、土砂災害対策についての取り組みでございますが、議員発言のとおり、京都府では昨年11月に京都府国土強靱化地域計画を策定し、この計画に基づき防災・減災対策に取り組んでいくこととしております。計画期間は、おおむね10年後を見据えつつ5年間を推進期間と定めております。

伊根町管内の重要な道路、河川及び砂防ダム等はほとんどが京都府管理となっております。国道、府道、二級河川、砂防ダムなどがあります。したがって、喫緊の課題となっている箇所や地域から要望のあった箇所につきましては、これからも京都府と連携し取り組んでまいります。

また、伊根町管理の施設としては、町道は国道や府道を補完するものであり、準用河川は主要河川の支川や規模の小さい河川であります。治水、砂防、災害対策というような大きな取り組みではございませんが、地域要望を受けておりますような対策が必要な箇所につきましては道路整備計画などにより実施をしております。

次に、田畑の荒廃対策についてでございます。

近年、全国的に耕作放棄地が増加しており、農政の大きな課題の一つとなっております。国の制度では放棄地解消に向けた支援策や耕作地維持のための支援策を打ち出しておりますが、なかなかその増加を食い止めるまでには至っておりません。

今回の台風18号による農地被害は、近年にない多くの件数となりました。これから復旧に向け事業を行いますが、災害復旧事業は受益者の承諾を得て実施する事業でございます。台風18号と21号による農地災害は激甚指定を受け、補助率が90%を超える見込みであり、受益者の負担はかなり軽減されております。そのような中でも復旧をしないという回答箇所が何件かあったわけでございます。そうありますから、そういった方へのよい対策はないかと言われましても、現状ではこれ以上の良策は見当たらないという回答になるわけでございます。

ちなみに、漁業施設の今回の台風での補助は府と町で3分の1、33%でございますし、これは今回の台風21号の特例であります。90%を超える補助というものがどれほどすごいものか、想像にかたくなと思います。

田畑の荒廃対策としては、例えば景観対策として荒れた田をいわゆるビオトープであったり、また花畑、そういったことに復田する、その作業と維持管理に当町が支援をする、補助金を出すという腹案を持っておりますが、これは幹線道路沿いに限られるので、抜本対策にはならないわけでご

ざいます。いずれにしましても、担い手が減少していく中で今後も耕作放棄地が増加していくことはとめることができないのかなと考えるところでございます。

圃場整備田など主要な箇所につきましては、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業などを活用し、でき得限りの防止に努めてまいります。

最後に、異常気象時の国道178号の遮断機についてでございますが、この遮断機につきましては管理は京都府が行っており、その開閉の判断についても京都府が行います。閉鎖が決まった段階で本町にも通知があり、防災無線を利用して住民の皆さんにお知らせをしたところでございます。そうであるので、事前に周知するという事はなかなか難しいわけでありまして、また、同時にホームページやフェイスブック、メーリングリスト登録者へのメール配信で通行止め開始と解除のお知らせをいたしました。また、京都府の道路情報をごらんいただくことでも状況を確認できるようになっております。

議員が申される防災メールによる周知についてですが、本町独自の防災メールという運用は行っておりません。エリアメールに関しましては発信可能情報が規定されており、避難関係情報、国民保護関係情報、津波・噴火情報、指定河川洪水警報、土砂災害警戒情報という人命にかかわるおそれのある情報に限定されております。このうち町での発信が可能なものは、発令権限がある避難関係情報だけになります。道路情報は対象外であり、避難訓練で使用する場合についてもさまざまな規定があり、厳格に運用されております。

また、登録制で京都府の防災メールがございまして、市町村ごとに警報、注意報、地震関係などの防災情報のほか、災害時の生活相談情報、犯罪発生情報などが配信されております。こちらに登録することで、必要な市町村、地域の情報に関するメール配信を受けることができます。必要な場合には登録してご利用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございます。

筒川の河川の土砂が入った箇所なんですけど、町長が区長さんの横のときに一緒についていったら、来年取れんところはそこをあけて作業してくれと。できるだけ取るようにとお聞きしておるんですが、田んぼに入る水路についてはできるだけ来年の春の農作業に間に合うように土砂撤去作業等を進めていただきたいというのと、あとメール配信、またそういうところでお知らせがありますよというようなことを何か便りみたいなもので町民の方に知らせていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議員おっしゃられましたように、農業者の皆さんが次の春作業をされますときに支障にならないように、頑張ってお知らせするように整えてまいりたいと思っております。

また、先ほど登録制のメールであったりいろんな形で、京都府さんでもあったり当町であったり、そういったものがあります。たしかメールマガジン、当町にありますのは登録していただいているのは消防団の方ばかりで九十数名ですか、ああいうのも、こういうのがあるんですよということを一度、やっていないことはないと思うんですけども、もう一回皆さんに周知させていただいて、ご利用願えるように頑張らせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

### ◎ 日程第3 議員派遣

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本案について、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件につきましては記載のと

おり派遣することに決定しました。

◎ 日程第4 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

上程された議案を議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には議会運営に格別なるご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

本年は相次ぐ台風の襲来により多くの災害が発生しましたが、一日も早い復旧・復興を願っております。また、交流施設の開業、町営駐車場、観光案内所が整備され、伊根町が活性化していくことを期待しております。

さて、吉本町長をはじめ幹部職員の皆さん、本年もあとわずかとなり、年末年始何かとご多忙のこととは存じますが、ご自愛いただきまして町政の積極的な推進にご尽力をお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

皆さん、大変お疲れさまでした。

閉会 15時20分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員